第一項の表二七七の項を次のように改める。

二七七	削除

第一項の表三二〇の項を次のように改める。

三二〇	削除

十三　平成十九年総務省告示第百六十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表五の項から七の項までを次のように改める。

5	削除
6	削除
7	削除

第一項の表三九の項を次のように改める。

39	削除

第一項の表四六の項を次のように改める。

46	削除

第一項の表六一の項及び六二の項を次のように改める。

61	削除
62	削除

第一項の表七〇の項及び七一の項を次のように改める。

70	削除
71	削除

第一項の表九一の項を次のように改める。

91	削除

第一項の表九三の項を次のように改める。

93	削除

第一項の表九六の項を次のように改める。

96	削除

第一項の表一〇〇の項を次のように改める。

100	削除

第一項の表一〇四の項を次のように改める。

104	削除

第一項の表一一五の項を次のように改める。

115	削除

第一項の表一二〇の項を次のように改める。

120	削除

第一項の表一五五の項を次のように改める。

155	削除

第一項の表一八八の項を次のように改める。

188	削除

第一項の表二一六の項を次のように改める。

216	削除

第一項の表二三〇の項を次のように改める。

230	削除

第一項の表二六七の項及び二六八の項を次のように改める。

267	削除
268	削除

第一項の表二九一の項を次のように改める。

291	削除

第一項の表三二四の項を次のように改める。

324	削除

第一項の表三三五の項を次のように改める。

335	削除

第一項の表三五三の項を次のように改める。

353	削除

第一項の表三五六の項から三五八の項までを次のように改める。

356	削除
357	削除
358	削除

第一項の表三六六の項を次のように改める。

366	削除